

京都大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程

京都大学安全衛生管理規程（平成十六年達示第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則（平成十六年達示第七十一号）」を「国立大学法人京都大学特定有期雇用教員就業規則（平成十七年達示第三十五号）」、「国立大学法人京都大学特定有期雇用医療技術職員就業規則（平成十七年達示第三十六号）」、「国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成十七年達示第三十七号）」に、「平成十六年達示第七十三号」を「平成十七年達示第三十八号」に改め、「同条第四号中「及び宇治地区事務部」を「宇治地区事務部及び三研究科共通事務部」に改める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第三条第四号の改正規定は、平成十六年十月一日から適用する。